

# 療養費申請に必要なもの

## 【治療用補装具】

①国民健康保険証

②印かん（朱肉を用いるもの）

③領収書（原本） または 領収証明書（原本）

※患者氏名の記載のあるもの

※購入した商品名，個数が不明な場合は、

お買い上げ明細書 または ご注文明細書兼請求書 等も提出

④保険医の指示書 または 診断書 等（原本）

※小児弱視等の治療用眼鏡及びコンタクトレンズについては，検査結果も必要。

※治療用装具の採寸・採型日に国保の資格があること。

⑤口座番号がわかるもの（世帯主 または 受診者 名義）

⑥マイナンバーカード または マイナンバー通知カード

※療養費請求権の時効は，被保険者が医療機関等に支払った日の翌日から2年です。

※申請書，診療報酬明細書等は，「茨城県国民健康保険団体連合会」で審査する為，支給決定までに約3カ月程度かかります。

常総市役所 健康保険課 給付係 0297 (23) 2111 内線 1211

H29.10